

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運營業務委託 業務仕様書

1 業務名

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運營業務委託

2 目的

本市は、人口規模に対して高校の数が多いという特徴を持っている。本業務は、このことを活かして、以下を目的として実施するものである。

- (1)本市に通う高校生が、他校や地域の人々との交流を通じて社会参画の経験や成功体験を持つことにより、まちに対する愛着を醸成し、将来の関係人口に繋げる。
- (2)次世代を担う高校生が地域について考え、まちに関わり続ける意思を育む取組として、本事業の過程や成果について市内外に広く発信し、持続的な発展性あるまちとしてPRする。
- (3)高校生と、市民や事業者、行政とが連携してまちの魅力創出や課題解決に取り組むことにより、将来に向けたまちづくりに対する意識が地域全体において向上し、地域の賑わいが創出されることを目指す。

3 履行期間

契約締結日～令和7年2月28日まで

4 提案上限額

金7,297,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5 参加高等学校

埼玉県立児玉高等学校・埼玉県立本庄高等学校・私立本庄第一高等学校・私立本庄東高等学校

私立早稲田大学本庄高等学院・埼玉県立本庄特別支援学校

※上記6校については、以下、「市内高等学校」と表記する。

6 事業内容

■ 事業の概略

本事業は、市内高等学校から代表生徒が参加し、①高校生・地域・行政の連携による「地域連携プログラム」(以下、「地域連携プログラム」と表記する)、②合同文化祭の2つのプログラムを実施することで、2に示す目的の達成を目指すものである。

また、本業務の遂行にあたっては、高校生が参加するため、保護者及び学校の事前の了承を得た内容のみを実施することとする。

※事業の全体イメージは別添参照。

①地域連携プログラム

市が設定したテーマ※に基づいて、高校生が、地域・行政と連携したワークショップ(座学やディスカッション、研修)やフィールドワーク(まちでの実地調査・体験)に参加しながら、本市が持つ地域特性や魅力、課題について知り、その特性を活かす方法や課題の改善策、魅力発信の手法を検討する。そして、これらの取り組んできたことについて、合同文化祭の場において展示やプレゼンテーション、イベント企画等を通じて発表する。合同文化祭での発表に至るまでの、ワークショップやフィールドワークの構成、内容、進行等については、受注者が総合的にサポートを行う。

※テーマは別紙参照。

②合同文化祭

高校生が、自らの興味関心に基づいて、地域及び地域の高等学校の魅力を発信するため、合同文化祭形式のイベントを実施する。イベントのコンセプトや内容の企画、準備、当日の運営等は高校生が主体的に担い、市及び本業務の受注者が総合的にサポートを行う。

【イベント概要】

日時:令和7年1月26日(日) 10時～17時(予定)

会場:カミケンシルクドーム(本庄総合公園体育館)(予定)

埼玉県本庄市北堀 433

※ メインアリーナ/サブアリーナ/多目的室/会議室/駐車場を、9:00～21:30まで利用可。

※ 事前準備のため、前日1月25日(土)も同施設を同時間帯で利用可。

■ 参加者

市内高等学校から本事業に参加する生徒(以下、「高校生参加者」と表記する)は、発注者が学校を通じて推薦を受けるか、もしくは受注者が発注者の許可を得て任意で実施する公募により決定する。学年については、1年生・2年生を主体とし、別々の学年の生徒が参加することも想定される。本業務は、高校生参加者と共同で進め、高校生参加者の意見を尊重し反映させながら遂行すること。

なお、①地域連携プログラム、②合同文化祭はそれぞれ別の生徒が参加することを想定している。①②どちらのプログラムに参加するかは、高校生が選択するものとし、両方に参加することも妨げないものとする。

また、本業務の範囲外で受注者が独自に高校生参加者と連絡を取る場合には、市は関与せず一切の責任を負わないため、学業への支障や SNS 等におけるトラブルが無いよう、未成年者であることを念頭に細心の注意を払って判断すること。

※高校生参加者数(想定):合計30名程度

■ 業務内容

1. 地域連携プログラム

業務内容は、次の(1)から(7)とする。

(1)事業全体のコンサルティング

以下のようなプロセスを重視して事業を実施すること。

- I. 高校生参加者が、地域の特性や課題、魅力について正しく認識する。
- II. 地域特性の活用、課題解決、魅力発信等の手法について、高校生参加者が自ら探究する。
- III. IIで検討した手法について、地域での実地体験(フィールドワーク)を通じて再考察する。
- IV. I～IIIの認識→探究→実行→考察のプロセスで得られた成果等について発表(以下、「取組の発表」と表記する)する。

受注者は、上記のプロセスにおいて、ワークショップ等を通じて高校生の指導・サポートを行い、また、フィールドワークの構成や内容について高校生にアドバイスを行うこと。フィールドワークの実施内容は、事業開始後に参加する高校生が主体となって検討することとし、受注者はその実現に向けて関係者との調整等サポートを行うこと。

また、業務の実施に際しては、必要に応じて、講師を依頼してもよい。この際、講師に支払う謝礼や交通費などの諸経費については、すべて委託料に含めること。

【留意事項】

- ① 参加高校生が取り組むテーマは、発注者が3つ用意する。各テーマに関する発注者からの要望は別紙のとおりであるので、これを踏まえて業務を実施すること。なお、別紙に記載の、各テーマの所管課については、以後「市所管課」と表記する。
- ② 市所管課は、業務着手後はフィールドワークの内容検討や運営に携わるものとし、関連するワークショップにも立ち会うことが可能である。
- ③ 以下の内容について、高校生向けの研修を各1回以上設けること。
 - ・ 地域へのアプローチ方法(一般的な魅力発信や課題解決のプロセス、フレームワーク等)
 - ・ 別紙に示すテーマについての講義(必要に応じて、講師等は発注者が協力する)
 - ・ 取組の発表の手法(プレゼンテーションや資料作成など)
- ④ フィールドワークに協力いただく市内事業者(市内の店舗や団体、企業など)との連絡調整の窓口については、発注者と受注者との協議の上で決定する。

- ⑤ 上記事業者に対する謝金等が発生する場合は、委託料に含めることとする。
- ⑥ 取組の発表は、合同文化祭の場で行うこととし、形式は高校生参加者の意向に基づき任意とする。
例)スライドを使用したプレゼンテーション、パネル展示、トークショー、イベント企画等。
- ⑦ 高校生が取組の発表のための資料等を作成するためのパソコンが必要になる場合は、原則高校生が所有する端末を使用することを想定しているが、高校生が資料作成のできる端末を用意できない場合には、発注者と協議の上で対応を検討することとする。
- ⑧ 以下のことについては受注者が行うものとし、かかる費用はすべて委託料に含めること。
 - ・ 高校生がフィールドワークに参加する際の保険加入・保険料の支払い
 - ・ ワークショップ・フィールドワーク・取組の発表で発生する諸経費(資料の印刷費等含む)の支払い
- ⑨ 本事業では、高校生を対象としたワークショップ・フィールドワーク・取組の発表を実施するが、高校生だけでなく、本事業に携わる地域の人々(住民や事業者等)に対しても、高校生との活動を通じて、地域と向き合い地域愛をより深めてもらうことを狙っている。このことに配慮して業務を遂行すること。

(2)スケジュール・進捗管理

受注者は、プログラム全体のスケジュール管理や進捗管理を行うこと。また、行程表や進捗状況について、随時発注者に報告すること。

(3)ワークショップ・フィールドワークの実施

受注者は、高校生参加者や関係各所との日程調整を行った上で、ワークショップやフィールドワークを実施すること。市内高等学校の行事等スケジュールは発注者が受注者に情報提供する。

ワークショップやフィールドワーク、オフラインで集まって会議を行う際の会場については、原則として受注者が用意し、会場利用料は委託料に含めることとするが、市が事前に許可した場合には、他の業務に影響のない範囲で本庄市庁舎及び児玉総合支所庁舎、はにぼんプラザ等の公共施設の会議室等を利用することができ、この際の利用料金は免除される。

なお、フィールドワークは原則として市内で実施すること。

(4)高校生参加者との連絡調整

高校生参加者との日程調整や進捗状況の確認などの連絡は、受注者において行うこと。連絡手段は高校生が最も閲覧しやすいツールとして LINE を想定しているが、円滑に連絡が行き届く手法であれば、Eメールやビジネスチャットツール等も可能とする。ただし、高校生参加者への連絡手段を書面通知などの紙媒体のみとするは不可とする。

本業務を円滑に進めるため、受注者は速やかに連絡手段を整えること。なお、連絡手段が整うまでは、高校生参加者へのアナウンス等は発注者が行う。

高校生参加者のフォローやメンタリングを行うにあたっては、Zoom 等の Web 会議ツールの利用が可能である。ただし、生徒によっては Web 会議ツールが使用できない場合があるため、E メール、LINE、各種 SNS、電話、対面等代替策も用意すること。なお、これらの Web ツールを使用する場合、高校生参加者の通信料は、高校生参加者側の個人負担となる。

(5)高校生参加者のサポート・指導

受注者は、ワークショップの運営、合同文化祭での取組の発表の実施にあたって、高校生参加者の活動を終始サポートし、適正な指導を行うこと。必要に応じて、フィールドワークにも同伴する。

学校や保護者への報告が必要であると考えられる場合には、発注者と協議した上で、市を通じて各所への報告等を行うこととする。

(6)事業の広報

本庄市七高祭公式インスタグラム(@honjo_koukousei_pj)を活用し、ワークショップやフィールドワーク、イベントの様子を配信すること。投稿は週1回以上(合同文化祭に関する投稿を含む)を目安とし、定期的な更新に努めること。

写真撮影や編集作業、投稿文の作成を高校生参加者に行わせることは可能であるが、投稿は必ず市もしくは受注者において行うこと(高校生の個人スマートフォン等から公式インスタグラムのアカウントにログインさせることは不可)。

チラシやポスター等の印刷物を作成する場合、デザイン作成や印刷等は受注者が行い、それに係る費用は委託料に含むこと。

また、受注者は、その他の効果的と思われる PR 手法を発注者に提案することができ、発注者が認めた場合には、委託料の範囲内で実施することができる。

(7)アンケート調査・集計業務

次年度以降の事業の参考にするため、また、高校生参加者や市民、イベント来場者等の意識調査のために、地域連携プログラムに関するアンケートを以下のとおり実施及び集計、報告を行うこと。設問や手法については受注者が効果的と思われるものを提案し、発注者と協議の上で決定する。

■ アンケート①

【対象者】高校生参加者

【実施回数】2 回以上

【実施時期】事業序盤及び合同文化祭終了後は必須とする。

■ アンケート②

【対象者】合同文化祭来場者(プレゼンテーションの聴講者)

【実施回数】1回以上

【実施時期】合同文化祭当日は必須とする。

2. 合同文化祭

業務内容は、次の(1)から(5)とする。

(1) イベントの企画

以下を踏まえ、本事業の目的に沿った合同文化祭イベント(以下、「イベント」と表記する)を企画すること。

- ① 高校生参加者とともに、イベントのテーマ(スローガン)を決定し、それに沿って企画すること。
- ② 「地域連携プログラム」の参加者の、当該事業の取組の発表の場を設けること。
- ③ 市内高等学校の部活動等の発表の場を設けること。参加部活動等の募集や調整については、発注者が行う。各部活動の発表場所や所要時間、タイムテーブル作成等の企画検討は、受注者が高校生参加者とともに行うこと。受注者及び高校生参加者の決定事項について、学校(部活動)側への連絡は発注者が行う。
- ④ 地元事業者等と連携した企画を高校生参加者と検討し、イベント当日に実施すること。実施内容や連携先の事業者の選定にあたっては高校生参加者の意見を尊重し、高校生参加者が主体的に企画から運営までを行える範囲内で検討する。また、原則として、連携する事業者への依頼、調整等は受注者が行うこととし、経費や謝金等が発生する場合は委託金額に含めることとする。
(例)本庄織物を使ったファッションショー、地元野菜を使ったスイーツ開発・販売 など
- ⑤ 会場のレイアウトや装飾については、高校生参加者とともに検討、実施し、関係各所と調整が必要になる場合には受注者がサポートすること。
- ⑥ その他出し物や販売等の出店者については、原則として受注者から出店依頼又は募集等をし、発注者と協議の上で決定すること。なお、市及び市内高等学校の関係者以外の者に出店等をさせることが可能であるが、出店者には市内に本社もしくは店舗・事業所等を有する者を必ず含めることとし、市内事業者等の出店を積極的に図ること。

(2) イベントの運営

以下を踏まえ、イベントを運営すること。

- ① 発注者と協議の上、イベントの実施スケジュール、運営マニュアル、実施体制、人員配置計画等を作成すること。

【参考】令和5年度の合同文化祭の実施スケジュール

・5月…参加希望の高校生向け事前説明会(平日放課後に2時間程度×2回)

・6月～翌年1月…高校生参加者との会議 計8回(月1回程度、平日の放課後に2時間程度実施)

※上記会議の他、高校生参加者が任意で集まって話し合いや準備を行った。

- ・1月12日…ステージ発表団体と照明・音響に関する事前打合せ(合計4時間程度)
 - ・1月26日～27日…会場準備・リハーサル
 - ・1月28日…イベント当日
- ② イベントの実施にあたっては、設営等の事前準備から当日対応、終了後の片付けまで、高校生参加者と合同で行うこと。
 - ③ 設営や当日対応、片付け等で高校生参加者の実働が発生する際には、受注者においてあらかじめ必要な保険等に参加すること。なお、この際にかかる保険料等は委託料に含めるものとする。
 - ④ イベント実施にあたり必要な機材等の調達、設営、撤去を行うこと。
 - ⑤ イベント会場(駐車場含む)や会場付近における来場者や出演者等の安全管理、設営物の安全な搬入出の対策を講じ、必要に応じてスタッフや警備員を配置するなどの対応を取ること。なお、この際にかかる人件費等は委託料に含めるものとする。
 - ⑥ 市内高等学校の部活動がイベントに参加する際には、楽器などの備品運搬用車両(トラック)の手配やパフォーマンスで使用する消耗品などの発注・支払い、また、必要に応じてステージ照明・音響に係る費用の支払いを受注者が行うこととし、経費は委託料に含めること。 ※金額含む委細は、発注者が学校と協議して決定する。
 - ⑦ 食品衛生法、消防法、警備業法をはじめ関係法令等を遵守し、保健所や消防署等に対し必要な届出又は申請を適切に行うこと。なお、当該届出等に要する費用は委託料に含めるものとする。
 - ⑧ イベント終了後、当日に会場の清掃、ごみの収集運搬を行うこと。イベントの実施に伴い廃棄物が排出される場合は適正に処理すること。
 - ⑨ イベント終了後、速やかに会場の原状回復を行うこと。
 - ⑩ その他イベントの運営にあたっては、発注者と協議の上、必要な対応、調整をすること。

(3)イベントの広報

- ① 本庄市七高祭公式Instagram(@honjo_koukousei_pj)を活用し、イベントの周知を図ること。投稿は週1回以上(地域連携プログラムに関する投稿を含む)を目安とし、定期的な更新に努めること。
- ② チラシやポスター等の広報物を作成し発注者指定の場所に納品すること。イベントロゴを含めた広報物のデザインにあたっては、次の(ア)から(ウ)のいずれかの手法をとること。
 - (ア) 高校生参加者にデザインさせる。この際、受注者は高校生参加者のデザインに対し助言することができ、微調整程度の加工をすることができる。
 - (イ) 受注者がデザイン案を複数作成し、その中から高校生参加者に決定させる。デザイン案の作成段階から、高校生参加者の意見を反映させることが望ましい。
 - (ウ) デザインのコンセプトや使用するアイテム、素材等について高校生がアイデア出しを行い、受注者がそれを集約してデザインを完成させる。

- ③ 広報物の印刷の仕様は以下のとおりとし、規格や数量は、市が認めた場合には委託料の範囲内で変更可能とする。なお、イベントの周知以外の目的でチラシ等の印刷物を作成する場合も、印刷等は受注者が行い、それに係る費用は委託料に含むこと。

【仕様】

広報物	規格	数量	納期
チラシ	A4 コート紙 90kg 片面フルカラー	10,000 部	イベント実施2か月前まで
ポスター	B2 マットコート紙 110kg 片面フルカラー	200 部	イベント実施2か月前まで
イベントパンフレット ※当日配布用	A3 マットコート紙 110kg 両面フルカラー(A4 仕上げ)	3,000 部	イベント実施1か月前まで

- ④ 受注者は、その他効果的と思われる PR 手法を発注者に提案することができ、発注者が認めた場合には、委託料の範囲内で実施することができる。

(4)アンケート調査・集計業務

次年度以降の事業の参考にするため、また、高校生参加者や市民、来場者等の意識調査のために、合同文化祭に関するアンケートの実施及び集計、報告を行うこと。設問や手法については受注者が効果的と思われるものを提案し、発注者と協議して決定する。

■ アンケート①

対象者：高校生参加者

実施回数：2 回以上

実施時期：事業序盤及びイベント終了後は必須とする。

■ アンケート②

対象者：イベント来場者

実施回数：1 回

実施時期：イベント当日は必須とする。

(5)高校生参加者のサポート・指導

受注者は、イベントの企画、運営にあたって、高校生参加者の活動を終始サポートし、適正な指導を行うこと。学校や保護者への報告が必要であると考えられる場合には、発注者と協議した上で、市を通じて各

所への報告等を行うこととする。

7 成果物

- (1) 本業務の実施により生じた成果物は、完成後速やかに発注者指定の場所に納品すること。
- (2) 成果物(既得されている著作権は除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、本市へ帰属するものとし、業務終了後も市が使用できるものとする。
- (3) 成果物に引用等を用いる場合は、著作権の侵害に注意した上、出典先等を明記すること。

8 業務実施報告及び完了検査

- (1) 全体業務完了の際、「委託業務完了通知書」及び「実績報告書(任意様式)」を作成するものとし、提出は書面(持参もしくは郵送)及び電子データ(メール送付)によること。
- (2) 業務完了後、発注者は上記(1)において提出のあった委託業務完了通知書に基づき完了検査を実施する。検査は、原則として、受注者立ち合いのもと対面で実施する。なお、完了検査は履行期間内に行う。

9 委託料の支払い

- (1) 本業務に係るすべての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 委託料については、受注者が8に定める委託業務完了通知書及び実績報告書を発注者に提出し、検査に合格したときは、委託料の請求ができるものとする。ただし、発注者と事前に協議し合意した上で一定の実績に応じた前払いや分割払い等を妨げるものではない。
- (3) 委託料の支払いについては、発注者が適切な請求を受理した日から30日以内に受注者へ支払うものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 業務着手時に、業務全体のスケジュールを明記した業務計画書を提出すること。
- (2) 発注者と打ち合わせを行った際には、その内容を記録し提出すること(提出はメール送付)。
- (3) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けること。
- (4) 受注者は、本業務に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。業務終了後、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受注者は、この契約による事務を処理するため市が保有する個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。また、本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び本庄市個人情報の保護に関する法律施

行条例(令和5年本庄市条例第4号)に基づき、適正に取り扱うものとする。

- (6) 受注者は、本業務を通じて知りえた個人情報について、本業務の外で使用してはならない。
- (7) 受注者は、本業務の契約の範囲外において、本業務の事業名を冠した企画や本業務と同一事業と誤認されるような企画等を実施してはならない。ただし、事前に発注者と協議し、発注者が認めた場合においてはこの限りではない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、対応すること。

■ 地域連携プログラムの各テーマに関する受注者への希望について(仕様書6 1. (1) ①関係)

1グループ5人程度×4つのテーマ(以下(2)は、2つのテーマとしてカウントする)=合計 20 人、それぞれのグループは各学校間でシャッフルされたメンバーで構成することを想定。

各テーマのマッチング、グループ分けについてはそれぞれ事業開始後に行う。初回～第2回頃までのワークショップに、テーマのマッチングとグループ分けを組み込むこと。

(1)社会福祉の推進(地域福祉課)

<内容>

地域福祉の推進には、相互に人格と個性を尊重することが大切であり、そうした地域人材の確保と育成が課題である。特に若い人には、地域福祉への関心を喚起するとともに、気づくことを育てたいと考えている。

<フィールドワークの希望>

- ① まずは、身近なところから福祉を考えてもらいたいと考える。自分の家庭、自分の学校、通学路、アルバイトの店内など。(ハード・ソフトの両面)
- ② 自分でできることを考えてもらいたい。福祉の第1歩は、自分には何ができるのか(自助)を気づいてもらうこと。誰かに提案するのではなく自分でやったこと、感じたことを高校生の目線で伝えてほしいと考える。
- ③ 市民に呼び掛ける提案(仲間を増やすための考えなど:互助)そして政策につなげられたら(公助)

(2)児玉地域の魅力発信(①支所環境産業課・②都市計画課)**①地域全体の魅力発信**

<内容>

旧児玉町に位置する地域では、中山間地域を含め魅力的な資源が多くある。このことを、多くの人に知ってもらいたい。

<フィールドワークの希望>

まずは高校生に、児玉地域に足を運んで、面白さを体感してもらいたい。そこから、高校生の目線で児玉地域の魅力を発信してもらいたい。

②児玉駅を活用した賑わい創出

<内容>

JR 八高線児玉駅が無人駅となり、駅周辺が有効に活用されていない。駅周辺に活気を取り戻したい。

<フィールドワークの希望>

東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社と連携し、駅周辺を活用した企画を行いたい。内容は、高校生のアイデアや意見を尊重し、東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社・都市計画課と協議の上で決定したい。

(3)スポーツの推進(スポーツ推進課)

<内容>

本庄市では「市民一人1スポーツ」の理念のもと、お子様から高齢者の方まで、みんなが楽しく運動し、健康に過ごせるまちづくりを目指している。この理念について、さらなる周知を狙いたい。

<フィールドワークの希望>

一人ひとりが自分に合ったスポーツ・レクリエーションを見つけて、いきいきとした毎日を過ごすことができるような取組を、高校生発案で行いたい。